

始良市6次産業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の農林産物を活用し、6次産業化に取り組む個人又は団体等に対して、予算の範囲内において始良市6次産業促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「6次産業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 農林漁業者（1次産業の従事者をいう。以下同じ。）が2次産業及び3次産業を一括して行うもの
- 農林漁業者と製造業者（2次産業の従事者をいう。）又は小売業者等（3次産業の従事者をいう。）が連携して商品、技術又はサービス等を開発し、提供するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する個人、団体、事業所又は法人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の農林産物を活かしたもので、将来的に有望であり、地域振興に資すると認められる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな加工品の開発、製造及び販売を目的に行う事業
- (2) 既存製品の改良及び販路拡大を目的に行う事業
- (3) 地産地消の拡大を目的に行う事業
- (4) 農林業を活用した他業種との連携を目的に行う事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、1事業当たり200万円を限度とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、当該補助金の交付の決定を受けた年度から起算して5か年度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、始良市6次産業促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 年度別計画スケジュール（様式第4号）
- (4) 施設又は設備を整備する場合にあっては、施設の場所、工事等の種類、規模構造、設備、事業費等整備の概要に関する書類（図面を含む。）。ただし、1件の取得価格又は効用の増加価格が30万円未満の機械器具又は工作物の場合は見積書
- (5) その他事業に関して市長が必要と認める書類
（委員会）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、次に定める始良市6次産業化促進委員会（以下「委員会」という。）に諮り、補助金の交付決定の審査を行うものとする。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 農林水産部長、農政課長及び林務水産課長
- (2) 鹿児島県始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課技術主幹
- (3) あいら農業協同組合西部地域営農センター長
- (4) 農業者組織又は団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は農林水産部長をもって充て、副委員長は農政課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

8 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

9 委員会の庶務は、農政課において処理する。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条第8項の規定により委員会から報告を受けたときは、速やかに補助金の交付の適否を決定し、規則第4条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、始良市6次産業促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付を却下したときは、始良市6次産業促進事業補助金交付却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第10条 規則第7条第1項に規定する別に定める変更理由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助対象事業の内容の変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書（以下「変更申請書」という。）は、様式第7号によるものとする。

3 規則第7条第1項の規定による変更申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、第7条第2項の規定により提出した書類から変更のあるものの

み添付することで足りるものとする。

- (1) 変更事業計画書（様式第8号）
- (2) 変更収支予算書（様式第9号）
- (3) 変更年度別計画スケジュール（様式第10号）
- (4) 第7条第2項第4号の規定により提出した書類に変更がある場合には、当該変更のある書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、規則第7条第3項において準用する規則第6条の通知は、始良市6次産業促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、第9条又は前条第4項の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、始良市6次産業促進事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告等）

第12条 規則第11条第1項又は第2項の報告は、始良市6次産業促進事業補助金状況報告書（様式第13号）により速やかに報告するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、始良市6次産業促進事業補助金実績報告書（様式第14号）によるものとし、事業完了から30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに報告しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 規則第13条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第15号）
- (2) 収支決算書（様式第16号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、始良市6次産業促進事業補助金交付確定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第15条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、始良市6次産業促進事業補助金交付請求書（様式第18号）によるものとし、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとするときは、始良市6次産業促進事業補助金概算払申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、規則第17条第1項及び第2項の規定による場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容（第10条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業の実施について不正な行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、始良市6次産業促進事業補助金交付決定取消し・返還通知書（様式第20号）により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知する。

3 規則第18条第1項の期限は、交付決定の取消しの通知がなされた日から起算して14日以内とする。

（譲渡及び担保の禁止）

第17条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し又は担保にしてはならない。

（補助金の経理）

第18条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出を他の経理と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	摘 要
研究開発費	1 試作及び実験に係る経費（原材料費、資材費等） 2 機械装置等購入費及び借上げ料 3 製造及び改良に係る加工料、実験費、設計費、委託費（パッケージ、デザインの委託費等） 4 外注費 5 調査分析費（研修に係る費用、データ購入及び調査分析に係る費用、専門家に対する講師謝金及び旅費等） 6 その他研究開発に要する経費
事業推進費	1 機械装置等購入費及び借上げ料（ただし、土地代は除く。） 2 許可等の取得費用 3 その他事業推進に要する経費
販路開拓費	1 展示会等の会場費、出展費用 2 広告宣伝費、ホームページ作成費 3 その他販路開拓に要する経費
その他	1 産業財産権等の取得に要する経費 2 経営指導の受入れに要する経費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金交付申請書

年度始良市6次産業促進事業を実施したいので、補助金を交付くださるよう、始良市補助金等交付規則第3条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 円

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 年度別計画スケジュール（様式第4号）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

事業名	
区分	
1 事業実施の背景	
2 事業の内容	
3 商品の市場ニーズ、類似商品・競合商品との差別化のポイント・優位性	
4 ① 地域資源を活かしているか ② 将来的に有望であるか ③ 地域振興に資するものであるか	
5 広告、販売促進策	
6 事業終了後の計画	

備考

- 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
- 2 事業計画書の作成にあたっては、図・グラフ等を使用するなど見やすい記載とすること。
- 3 事業計画書はA4サイズ10枚以内に収めること（添付資料を含む。）。
- 4 「区分」には、第4条第1号から第4号までの該当するものを記載すること。
- 5 補助事業を複数年度で計画している場合は、年度別計画スケジュール（様式第4号）に年度別計画を記載すること。
- 6 団体に申請する場合は、構成員名簿を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	予 算 額			摘 要
	補助対象 経費	補助対象外 経費	計	
合 計				

様式第4号 (第7条関係)

年度別計画スケジュール

年度	摘要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事業費	備考
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
合	計												円		

第 号
年 月 日

様

始良市長



年度始良市6次産業促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度始良市6次産業促進事業補助金については、始良市補助金等交付規則第4条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費	金	円
補助金交付決定額	金	円

3 補助の条件

- (1) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後、別に定める様式により事業実績報告書を作成し、速やかに市長あてに提出すること。
- (3) 第10条第1項に規定する事業内容及び経費の内容の変更を行う場合は、あらかじめ変更申請書を提出し、市長の承認を得ること。
- (4) 第11条に規定する申請の取下げを行う場合は、この通知を受けた日から起算して15日以内に申し出ること。

4 上記3の補助の条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、又は交付決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命じることがある。

5 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

始良市長



年度始良市6次産業促進事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度始良市6次産業促進事業補助金については、始良市補助金等交付規則第4条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第8条の規定による審査の結果、下記の理由により補助金の交付の対象とならなかったので通知します。

記

却下の理由

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった

年度始良市6次産業促進事業を下記のとおり変更したいので、始良市補助金等交付規則第7条第1項及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付変更申請額 金 円
- 3 変更理由及び内容

様式第 8 号（第10条関係）

変 更 事 業 計 画 書

事業名	
区 分	
1	事業実施の背景
2	事業の内容
3	商品の市場ニーズ、類似商品・競合商品との差別化のポイント・優位性
4	① 地域資源を活かしているか ② 将来的に有望であるか ③ 地域振興に資するものであるか
5	広告、販売促進策
6	事業終了後の計画

備考

- 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
- 2 事業計画書の作成に当たっては、図・グラフ等を使用するなど見やすい記載とすること。
- 3 事業計画書はA 4 サイズ10枚以内に収めること（添付資料を含む。）。
- 4 「区分」には、第 4 条第 1 号から第 4 号までの該当するものを記載すること。
- 5 補助事業を複数年度で計画している場合は、年度別計画スケジュール（様式第 4 号）に年度別計画を記載すること。
- 6 団体に申請する場合は、構成員名簿を添付すること。
- 7 変更内容が分かるよう具体的に記載すること。

様式第9号（第10条関係）

変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位：円)

項 目	当 初 予 算 額	変 更 後 予 算 額	比 較 増 減	摘 要
合 計				

2 支出の部 (単位：円)

項 目	予 算 額						計の 比較 増減	摘要
	当 初			変 更 後				
	補助 対象 経費	補助 対象外 経費	計	補助 対象 経費	補助 対象外 経費	計		
合 計								

様式第10号（第10条関係）

変 更 年 度 別 計 画 ス ケ ジ ュ ー ル

※ 変更箇所が分かるよう具体的に記載すること。

年 度	摘 要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事 業 費	備 考
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
														円	
														円	
														円	
	計													円	
合	計												円		

第 年 月 日 号

様

始良市長



年度始良市6次産業促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度始良市6次産業促進事業補助金変更交付申請については、始良市補助金等交付規則第7条第2項及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり変更を承認（不承認）することに決定したので通知します。

記

- 1 変更承認等 承認 不承認
- 2 変更後の補助金の額 金 円

年 月 日

始良市長 殿

住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度始良市6次産業促進事業補助金の交付を取り下げたいので、始良市補助金等交付
規則第8条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、
下記により届け出ます。

記

1 交付決定額 金 円

2 取下げの理由

年 月 日

始良市長 殿

住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度始良市6次産業促進事業補助金の実施状況について、始良市補助金等交付規則第
11条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 執行済額 金 円（ 年 月 日現在）
- 3 事業実施内容

（注）収支状況や実施内容が分かる資料を添付すること。

様式第14号（第13条関係）

年 月 日

始良市長 殿

住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金（変更）交付決定通知のあった
年度始良市6次産業促進事業を完了したので、始良市補助金等交付規則第13
条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添え
て実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績報告書（様式第13号）
- 2 収支決算書（様式第14号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第15号（第13条関係）

事業実績書

事業名	
事業実施年度	
事業内容	
事業の 成果や効果	
事業の 反省点や課題	
今後の展望	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第16条（第13条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

項 目	決 算 額			予 算 額			計の 比較 増減	摘要
	補助 対象 経費	補助 対象外 経費	計	補助 対象 経費	補助 対象外 経費	計		
合 計								

様式第17号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

始良市長



年度始良市6次産業促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度始良市6次産業促進事業補助金については、始良市補助金等交付規則第14条及び始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

年 月 日

始良市長 殿

住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の確定通知のあった 年度
始良市6次産業促進事業補助金について、始良市補助金等交付規則第16条及び始良市
6次産業促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり交付を請求しま
す。

記

請求金額 金 円

(振込先)

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号
フリガナ 口座名義人	

年 月 日

始良市長 殿

住所

氏名



年度始良市6次産業促進事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のあった 年度
始良市6次産業促進事業補助金について、下記により概算払による交付を受けたいの
で、始良市補助金等交付規則第16条第3項及び始良市6次産業促進事業補助金交付要
綱第15条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金概算払申請額 金 円
- 3 概算払を受けようとする理由

第 号
年 月 日

様

始良市長



年度始良市6次産業促進事業補助金交付決定取消し・返還通知書

年 月 日付で 第 号で交付決定通知をした 年度始良市6次産業促進事業補助金については、始良市補助金等交付規則第17条第1項及び第2項並びに始良市6次産業促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、交付決定の（全部・一部）を取り消したので通知します。

なお、下記のとおり、標記補助金の（全部・一部）の返還を命じます。

記

返 還 額 金 円

（※ 補助金の返還は、この通知を受けた日から14日以内に行う必要があります。）